

アジアで勝つ知財戦略：各国の制度・慣習をどう攻略するか

三枝特許事務所 顧問 新出篤弘氏

知的財産に関連する契約と登録の関係

中国では、技術契約と見られる契約は登録をすることが望ましい。中国の国内の企業には技術契約の登録は必須である。技術輸出入管理条令（2002年1月1日施行）による規制で制限技術とみなされる場合、技術契約の内容をチェックされる。その際に、当該技術契約が登録されていないと問題になる。技術契約に含まれるのはライセンス契約だけではない。共同開発が技術契約に含まれるかどうかで解釈が分かれる。日本企業の約50%が中国での共同開発契約を登録していないが、共同開発によって発明が発生した場合、その後に送金や税金の手続きを行う際には、共同開発契約の登録が前提になる。共同開発契約登録の証明書等が求められる。登録は契約の効力発生要件ではないが、共同開発契約も含む技術契約は登録しておいたほうがよい。中国では特許と商標の届出局が異なるため、特許に関する契約と商標に関する契約を用意する必要がある。

営業秘密・技術情報の保護

中国では原則として営業秘密が漏洩した場合に「反不正競争法」により保護される。しかし同法の保護を受けるには厳しい条件を満たさなければならない。契約で営業秘密保護や管理について詳細に規定しておくこと、対象となる営業秘密の管理体制をしっかりと整えておくことが重要。かつ、日本国内の管理体制が整っていないと当該情報が「営業秘密」として認められない。係争では、ほとんどのケースで日本企業が負けている。日本国内での管理体制を問われ、「十分な管理がされていないのだから、営業秘密ではない」と判断されてしまうからだ。なお中国では技術輸出入管理条令によって、国外に持ち出すことが禁止又は制限される技術が定められている。禁止技術と定められたものは絶対に持ち出すことができない。特に製薬企業で、中国の伝統的な原料を取り入れたものを使う際には禁止品目に入ることがあり、要注意である。

営業秘密漏洩トラブルの主な原因

1. 信用調査の不足－相手側の企業で社員にどのように秘密情報の保持を義務付け、情報を管理しているのか、事前に調査していない。2. 契約締結後のチェックが不十分－契約で「秘密保持」について詳しく規定していても、契約履行状況のチェックが不十分。実際のチェックは海外事業部などが行っており、方針が共有されていない。3. 技術指導における不注意－技術指導する側が口頭で漏洩したら困る重要事項まで説明してしまう。指導を受けた技術者が転職し、他の企業に技術情報が漏れてしまう。4. 製造機械・金型とともにノウハウが流出－製造機械や金型は、それ自体がノウハウの塊である。機材を現地に持っていくと、その模倣品が作られ技術の流出につながる。5. 守るべき財産について組織内の共通認識の欠如－知財部門での知的財産保護に関する認識が、他の部門や経営層に浸透していない。その結果、知財部門が提案する対策が実施されないまま。6. アジアの環境認識の錯誤－同じアジアであるがために、「日本国内と同様の対応で十分」と錯覚。中国やインドでは、同じアジアということで認識が甘くなる。特に中国との契

約では日本語で契約書を作成することがあり、日本国内と同じように契約をすればよいと勘違いしてしまう。

対策のポイント

別立てに秘密保持契約を詳しく規定しても、ようやく 60%の確率で権利が保護されるという程度で、残りの 40%は裁判所の判断や、相手側の対応にゆだねられる。漏洩防止の対策として最低限、実施しておく必要がある事項。1. 秘密情報管理のマニュアル作成（特許庁で雛形を公開している）。2. 当該情報へのアクセス制限（アクセスできる担当者を限定する）。3. 双方の社内でのセキュリティ体制の構築。4. 相手側の企業における社員への対応をチェック。雇用契約だけでなく、秘密保持についての誓約書を取っているかどうか。5. 提供側が賠償請求をするという規定を契約書に盛り込むこと。

日本の知的財産をアジアで生かすために求められる人材・教育

①**マネジメントができる人材の育成**—自分で考えて決断し、行動や対応のできる人材を育てていかなければいけない。学校教育では、知的水準の高い人材は育ててきたが、自分で考えて行動する力が弱い。②**技術者・研究者に対する知的財産教育**—海外に進出するに当たっては、各地の法制度の理解も不可欠である。③**語学能力の育成**—中国でも英語が共通語になっている。英語でのコミュニケーションは必須である。特に聞く、読む、書く力が重要になる。